様式第１号別紙１

地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　おおい町Ｕ・Ｉターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要領に関する報告

及び立入調査について、福井県及びおおい町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、おおい町Ｕ・Ｉターン地方就職学生支援事業における地方就職支援金交付要領に基づき、地方就職支援金の全額または半額を返還します。

（１）地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合：全額

（３）申請日、転入日（申請時に既におおい町に住民票がある場合は移住日）又は要件を満たす

企業等への就業開始日のいずれか遅い日（申請時に既におおい町に住民票がある場合は移住日）

から３年未満におおい町から転出した場合：全額

（４）（在学中に交通費を申請する場合）申請から１年以内に、要件を満たす就業先への就業を

行わなかった場合：全額

（５）（在学中に交通費を申請する場合）申請から１年以内に申請先市町に転入しなかった場合

（ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く）：全額

（６）地方就職支援金の要件を満たす就業先を、就業開始日から１年以内に辞した場合：全額

（ただし、退職日から３カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）

（７）申請日、転入日（申請時に既におおい町）に住民票がある場合は移住日）または要件を満

たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から３年以上５年以内におおい町から転出した場

合：半額

３　地方就職支援金の支給を受けた後に実施されるおおい町からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。

国又は県からの依頼や担当課により現況調査やヒアリング等を依頼させていただくことがあり

ます。